

農地転用許可申請添付書類

津幡町農業委員会

※第三者が本人になりすます等の虚偽申請を防止するため、窓口に来られた方の身分証明書による本人確認を行います。手続きされる方が法人の場合は、身分証明書と社員証等のご提示をお願いします。また、申請書の自署又は押印を省略された場合は、窓口・電話等にて申請者の申請意思の確認を行います。

転用許可申請書		申請書を2部（県知事用・農業委員会用） 申請書類の提出及び交付は、本人または行政書士に限りします。		
綴順	添付書類2部（※証明書等の原本が1部の場合は、県知事用に原本、農業委員会用に写しを添付）	必須	該当の場合	
1	位置図 （裏面参考）	転用計画地の位置及び付近の状況を表示する図面で、縮尺、方位を明示したもの（縮尺は1/5,000ないし1/2,500程度）	○	
2	土地全部事項証明	申請に係る土地の登記簿謄本（農業委員会受付日以前6か月以内のもの） <u>抵当権者、仮登記者、地役権者等の設定がある場合は承諾書が必要※インターネット不可</u>	○	
		【他地目の土地も一体で利用する場合】 申請に係る農地以外の土地の登記簿謄本の写し（インターネット可）		○
		【分筆登記未了の場合】 土地家屋調査士等の作成による地籍測量図		○
		【相続登記未了の場合】 戸籍謄本又は除籍謄本、相続関係説明図及び相続人間の同意書、遺産分割協議書写し等		○
3	公図の写し	転用計画地及び隣接地を表示した公図写し	○	
4	住民票抄本	所有者の土地登記事項証明書記載の住所と現住所が異なる場合（戸籍の附表は不可）		○
5	転用計画補足説明書	申請計画地面積が1,000㎡以上（植林を除く）の場合		○
6	農地転用図 （裏面参考）	転用計画地に建物・工作物・その他施設の面積、配置及び種類規模等を表示した図面（複数の土地を使用する場合、土地の境界を明記すること）	○	
7	建物平面図	転用計画地に建築する建物平面図（1/500ないし1/2,000程度）	○	
8	土地造成計画図 （裏面参考）	土留め、付替水路等の工事内容を示す図面（断面図等）及び転用に伴い土砂の流出、堆積、崩壊等の恐れがある土地造成を計画している場合は、土地造成計画図。	○	
9	法人関係書類	法人にあっては、法人登記簿謄本又は定款若しくは寄附行為の写し（定款は、原本と相違ない旨と日付を記入すること）		○
10	賃借地等関係書類	所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意書		○
		申請に係る農地について地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づき耕作者がいる場合には、その耕作者の同意書		○
11	資金証明書	自己資金でまかなう場合は金融機関の残高証明書等。借入金による場合は金融機関等の融資証明書等（例：夫婦連名で申請し自己住宅を建設する際、金融機関の融資証明は2人の氏名が明記されていること）	○	
12	許認可書写し	転用に係る事業に関連して他の法令の定めるところにより許可、認可、届出、関係機関の議決等を要する場合は関係機関へ提出した申請書の写し（受付印のあるもの）又は許可等証する書面		○
13	用途廃止申請書写し	転用計画地内に道路、水路等がある場合は、用途廃止申請書の写し		○
14	土地改良区の意見書	河原市用水利地改良区 （金沢市花園八幡町口20-40 TEL:076-258-0274）		○
		川尻用水土地改良区（畑は不要） （津幡町字川尻レ7-7 井上コミュニティクラブ内 TEL:076-205-2793）		○
		河北潟沿岸土地改良区 （かほく市大崎チ114番地2<大崎区民会館隣り>TEL:076-255-3309）		○
15	取排水同意書	取水又は排水について水利権者、生産組合長、その他関係権利者等の同意を要する場合はその同意書	○	
16	賃貸借（使用貸借）契約書写し	転用に係る事業又は施設の利用期間が一時的な賃貸借の設定（一時転用）であるときは、賃貸借（使用貸借）契約書（原状回復の時期、方法、施行者、費用の負担等を明確にしたもの）の写し		○
17	その他参考資料	必要に応じて、その他参考となる資料の提出を依頼する場合があります。		○
18	代理人による申請の場合は代理権限を有することを証する書面	官公署に書類を提出する手続きについて代理することは、法律で定められた行政書士の業務であり、農地法に係る申請書類等は本人、または行政書士より提出してください。なお、行政書士が代理申請する際は、委任状を添付してください。		○

